資料2-1

令和5年度宮崎支部事業報告について

令和5年度宮崎支部KPI及び数値目標

KPI及び数値目標内容	5年度実績	達成・未達成
社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度（0.281%）以上とする。	0.407%	○
協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度（5,795円）以上とする。	8,185円	○
日本年金機構回収分も含めた資格喪失後１か月以内の保険証回収率を91.11%以上とする。	87.23%	×
返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度（81.93%）以上とする。	73.96%	×
サービススタンダード（※）の達成状況を100%とする。 ※現金給付の申請受付から支給までの標準期間：10日間	100%	○
現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする。	91.5%	×
柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所３部位以上かつ月１５日以上の施術の申請割合について対前年度（0.75%）以下とする。	0.70%	○
被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする。	89.4%	×
生活習慣病予防健診受診率を66.5%以上とする。	64.2%	×

令和5年度宮崎支部KPI及び数値目標

KPI及び数値目標内容	5年度実績	達成・未達成
事業者健診データ取得率を8.5%以上とする。	7.6%	×
被扶養者の特定健診受診率を31.0%以上とする。	22.8%	×
被保険者の特定保健指導の実施率を38.0%以上とする。	21.3%	×
被扶養者の特定保健指導の実施率を16.8%以上とする。	7.6%	×
健康宣言事業所数を720事業所以上とする。	785事業所	○
全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を56.5%以上とする。	56.8%	○
協会けんぽ宮崎支部のジェネリック医薬品使用割（※）を84.9%以上とする。	86.4%	○
効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。	実施	○
一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。	0%	○

令和5年度宮崎支部重点施策および目次

分野	具体的施策等		担当グループ	ページ
基盤的保険者機能強化	1. 効果的なレセプト内容点検の推進		レセプト	4
	2. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化・債権管理回収業務の推進		レセプト	5-6
	3. サービス水準の向上		業務	7
	4. 現金給付の適正化の推進		業務	8
	5. 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化		業務	9
	6. 限度額適用認定証の利用促進		業務	10
	7. 被扶養者資格の再確認の徹底		業務	11
戦略的保険者機能強化	8. データヘルス計画の着実な実施	ⅰ)特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上	保健	12-14
		ⅱ)特定保健指導の実施率の向上	保健	15
		ⅲ)重症化予防対策の推進	保健	16
		ⅳ)コラボヘルスの推進	企画+保健	17
	9. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進		企画総務	18-19
	10. ジェネリック医薬品の使用促進		企画総務	20-21
	11. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信		企画総務	22
組織運営	12. 費用対効果を踏まえたコスト削減等		企画総務	23
	【参考資料】各種広報作成物		企画総務	24-26

1．効果的なレセプト内容点検の推進

基

＜KPI及び数値目標＞

①②KPI達成

	令和5年度		令和4年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度（0.281%）以上とする。	**0.407%** 全国22位	0.423%	0.281% 全国29位	0.337%
②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度（5,795円）以上とする。	**8,185円** 全国22位	8,472円	5,795円 全国31位	7,125円

＜取組内容＞

レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。

＜令和5年度の実施結果＞

◆点検員のスキルアップ
・毎月の勉強会の実施　・点検員の能力把握を行い個別面談を実施。
・外部講師による研修会の実施。
◆システム点検の精度向上
・自動点検をより効果的に実施するためのマスタメンテナンスの実施。
◆支払基金との連携
・審査結果に対する疑義等について協議を実施。

＜令和6年度の取組＞

KPI：①協会のレセプト点検の査定率について前年度以上とする
②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

■新規査定事例、疑義案件提供などにより勉強会を実施する。
■点検員の能力把握を行い個別面談を実施する。
■外部講師による研修会、支払基金と連携した研修会を実施し点検員のスキルアップを図る。
■自動点検を効果的に行うため再審査請求結果等からマスタメンテナンスを実施する。
■支払基金の審査結果に対する疑義等について協議を行う。

2．返納金債権発生防止のための保険証回収強化･債権管理回収業務の推進

基

＜KPI及び数値目標＞

①②KPI未達成

	令和5年度		令和4年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後１か月以内の保険証回収率を91.11%以上とする。	**87.23%** 全国23位	82.10%	91.11% 全国19位	86.27%
②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を前年度（81.93%）以上とする。	**73.96%** 全国12位	53.29%	81.93% 全国5位	54.35%

【保険証回収業務】

＜取組内容＞

◆日本年金機構の資格喪失処理後10日以内に、保険証未回収者に対する文書による返納催告を行うことを徹底し、「被保険者証回収不能届」を活用した電話催告を実施する。
◆任意継続保険の保険証未返納者に対し、文書及び電話による一次催告を実施する。
◆未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。

＜令和5年度の取組結果＞

◆一次催告を資格喪失処理後の10営業日以内、二次催告を一次催告送付後10営業日以内に実施。
◆任意継続保険の保険証未返納者に対し、文書及び電話による一次催告を実施。
◆証返納催告の対象者が多い事業所に対し、「資格喪失届への保険証添付」徹底について依頼文書を送付。
　※【2回実施済（R5年9月、R6年3月】
◆定期的に各種広報誌やメールマガジンを活用し、保険証の適正な取扱いに関する広報を実施。

＜令和6年度の取組＞

KPI:①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後１か月以内の保険証回収率を前年度以上とする
◆一次催告は資格喪失処理後の10営業日以内、二次催告は一次催告送付後、業務マニュアルに基づき実施する。
◆任意継続保険の保険証未返納者に対し、文書及び電話による一次催告を実施する。
◆定期的に各種広報誌やメールマガジン等を活用し、保険証の取扱いに関する広報を実施する。

これらの施策を取り組んで行き、目標（87.23%以上）を達成する。

２．返納金債権発生防止のための保険証回収強化･債権管理回収業務の推進

基

【債権管理回収業務】

＜取組内容＞

◆新規に発生した債権に対し、迅速に調定処理を実施する。
◆高額債権（25,000円以上）については、調定後の架電による早期対応を行い早期回収を図る。
◆未納者に対する定期的（現年度：3か月毎／過年度：6か月毎）な催告（文書･電話）を確実に実施する。
◆電話催告や文書催告時に保険者間調整の利用勧奨を積極的に実施する。
◆分割納付者･納付約束者の進捗管理の徹底及び速やかな催告を実施する。
◆大口債権（20万円以上）については、管理を徹底し、債権毎の状況等に応じた対応を行う。

＜令和5年度の取組結果＞

◆新規に発生した債権に対し、週次で調定処理を実施し早期告知を行った。
◆高額債権（25,000円以上）については、納付書送付前に架電のうえ内容説明･納付交渉･保険者間調整案内等を行い回収へ繋げた。
◆定期的な文書催告を確実に実施することで、回収へと繋げた。
◆電話催告や文書催告時に保険者間調整の利用勧奨を積極的に実施し回収へと繋げた。
◆分割納付者･納付約束者については、管理を徹底し、約束不履行者への早期催告（電話･文書）へと繋げた。
◆大口債権（20万円以上）については、管理を徹底し、債権毎の状況等に応じた対応を行った。

＜令和6年度の取組＞

KPI:②返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く）の回収率を前年度以上とする

◆債権管理･回収事務手順書に基づく事務処理を徹底し、発生した債権の調定処理を漏れなく速やかに実施する。
◆高額債権（25,000円以上）については、調定後の架電による早期対応を行い早期回収を図る。
◆未納者に対しては、定期的な文書催告（現年度：3か月毎／過年度：6か月毎）を確実に実施する。
◆分割納付者や納付約束者に対しては、管理を徹底し、約束不履行者への早期催告（電話･文書）を実施する。
◆大口債権（20万円以上）については、管理を徹底し、債権毎の状況等に応じた対応を行う。
◆電話催告や文書催告の際、保険者間調整の利用勧奨を積極的に実施し利用促進を図る。

「債権残高」を着実に減らして行くための最善の方法を常に模索･検討しながらKPI事業を進めることとする。

3．サービス水準の向上

基

①KPI達成　②KPI未達成

＜KPI及び数値目標＞

	令和5年度		令和4年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
①サービススタンダード（※）の達成状況を100%とする。	**100%** 全国1位	99.9%	100% 全国1位	99.9%
②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする。	**91.5%** 全国42位	95.6%	93.5% 全国33位	95.7%

（※）現金給付の申請受付から支給までの標準期間：10日間

＜取組内容＞

◆現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード）を遵守するための取組を継続する。
◆加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
◆「お客様満足度調査結果」に基づき、CS向上委員会を中心としたお客様サービス水準の向上に向けた取組を推進する。
また、「お客様の声」に基づき、加入者・事業主の意見や苦情等から宮崎支部の課題を見出し、迅速に対応する。

＜令和5年度の実施結果＞

◆申請書の受付状況に応じて計画的に処理を行い、サービススタンダード順守率100%達成することができた。
◆郵送化率は91.5%となり、KPI達成には至らなかった。

＜令和6年度の取組＞

KPI:①サービススタンダードの達成状況を100%とする。
②現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする。

◆すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード）を遵守する。
◆加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
◆受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化を推進し、加入者や事業主からの相談・照会について的確に対応する。
◆「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

４．現金給付の適正化の推進

＜KPI及び数値目標＞

設定なし

＜取組内容＞

◆標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
◆傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
◆不正疑い事案については、重点的に審査を実施するとともに、支部の保険給付適正化プロジェクトチームで議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。

＜令和5年度の実施結果＞

◆立入検査事案なし。
◆傷病手当金と障害年金等との併給調整について、本部から情報提供されたデータを基に、速やかに必要な調整を実施。
障害年金調整（返納金）８４件　27,613,101円　（令和4年度　８３件　27,353,072円）
老齢年金調整（返納金）２５件　3,854,895円　（令和4年度　３６件　3,096,810円）

＜令和6年度の取組＞

◆傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。
◆現金給付の支給決定データの分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化プロジェクトチーム（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。
◆海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。

５．柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

基

＜KPI及び数値目標＞

KPI達成

	令和5年度		令和4年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月１５日以上の施術の申請割合について対前年度（0.75%）以下とする。	**0.70%** 全国30位	0.83%	**0.75%** 全国30位	0.86%

＜取組内容＞

◆多部位（施術箇所が３部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や、負傷部位を意図的に変更する、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。
◆加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。
◆あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の意見書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順書による審査を徹底する。
◆厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

＜令和5年度の実施結果＞

◆令和5年度における多部位頻回の申請書件数割合（KPI）は0.70%であり、KPI達成。
◆啓発文書の送付件数は　1,333件（令和4年度：1,416件）

＜令和6年度の取組＞

KPI:設定なし

◆多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診(いわゆる「部位ころがし」)の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、指摘文書送付や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。
◆あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。

６．限度額適用認定証の利用促進

基

＜KPI及び数値目標＞

設定なし

＜取組内容＞

◆事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報および地域の医療機関等に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
◆オンライン資格確認により医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、メールマガジンなどを利用し、積極的に周知を図る。
◆医療機関への申請書設置依頼については県内一巡しているため、新規医療機関などに対し行っていく。

＜令和5年度の実施結果＞

◆広報誌やメールマガジンにて、オンライン資格確認により限度額制度の利用ができる旨の広報を行った。
◆申請書未設置医療機関に対し申請書設置にかかる協力依頼文書を送付した。
→依頼文書送付医療機関：17機関　設置医療機関：10機関
◆高額療養費にかかる現物給付の割合が上昇。（＝利用促進されている状態）

【高額療養費にかかる現物給付の支給状況】

令和4年度（4月～12月）			令和5年度（4月～12月）		
件数	割合	金額（千円）	件数	割合	金額（千円）
35,971	86.7%	4,549,395	37,270	87.1%	4,888,828

＜令和6年度の取組＞

マイナ保険証の広報等を通じて、オンライン資格確認により医療機関の窓口で自己負担額が確認できる制度について周知を図る。

7．被扶養者資格の再確認の徹底

基

KPI未達成

＜KPI及び数値目標＞

	令和5年度		令和4年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする。	**89.4%** 全国30位	89.1%	93.5% 全国20位	92.3%

＜取組内容＞

◆マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
◆「被扶養者資格確認リスト」の未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。
◆事業所からの「被扶養者資格確認リスト」を確実に回収するため、本部からの勧奨に加え、支部からも丁寧な提出勧奨を行う事で提出率向上を図る。

＜令和5年度の実施結果＞

◆提出率89.4%となり、目標達成には至らなかった。
◆提出勧奨は、2月中旬から3月上旬にかけて電話勧奨を523件、3月中旬に文書勧奨を1,029件実施した。
◆この事業を通じ、全国で被扶養者を71,350人（確認対象被扶養者の1.1%）削減し、前期高齢者納付金について、約１０億円削減できたものと推定される。

＜令和6年度の取組＞

KPI:設定なし

◆マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。

8. データヘルスの着実な実施　ⅰ）特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上

戦

○生活習慣病予防健診（被保険者）

＜KPI及び数値目標＞

KPI未達成

	令和5年度		令和4年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
生活習慣病予防健診受診率を66.5%以上とする。	**64.2%**	57.7% （目標63.9%）	62.4% （目標62.7%）	56.4% （目標61.2%）

＜令和５年度の実施結果＞

- ◆ 実施率への影響が大きい事業所等へ訪問による受診勧奨
  - ➢ 12事業所（事業者健診結果提供依頼と合わせて訪問）
- ◆ 関係団体と連携した自己負担額軽減の広報
  - ➢ 県トラック協会、県タクシー協会に協力を依頼し会員に周知
- ◆ 健診機関への受診勧奨業務委託
  - ➢ ２健診機関と委託契約、集団健診開催
- ◆ 健診機関のシステム改修に伴う点検の実施
  - ➢ 第4期特定健診・特定保健指導の見直しに伴う健診機関のシステム改修について、健診結果の通知・協会への報告誤り防止のため点検を実施

＜令和６年度の取組＞

KPI:生活習慣病予防健診受診率を64.6%以上とする

- ◆ 実施率への影響が大きい事業所等への働きかけ
- ◆ 関係団体と連携した自己負担額軽減や付加健診対象年齢拡大の広報
- ◆ 健診機関への受診勧奨の業務委託
- ◆ 健診機関への受診枠拡大の働きかけ
- ◆ 健診機関委託先の拡大

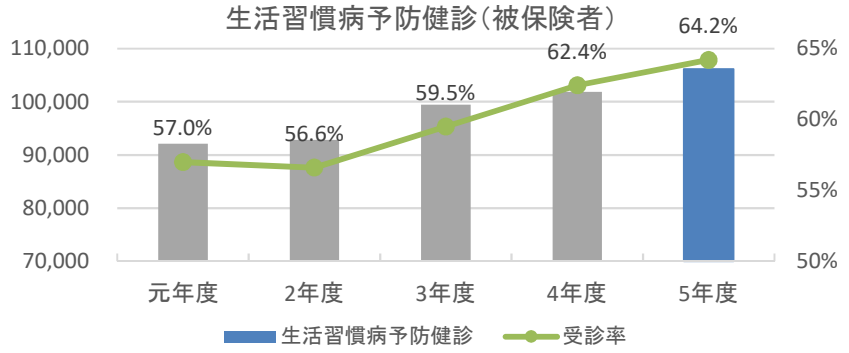

8. データヘルスの着実な実施　ⅰ）特定健診実施率･事業者健診データ取得率の向上

戦

○事業者健診データ取得（被保険者◆被扶養者）

KPI未達成

＜KPI及び数値目標＞

	令和5年度		令和4年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
事業者健診データ取得率を8.5%以上とする。	**7.6%**	7.1% （目標9.6%）	6.7% （目標8.3%）	8.8% （目標9.1%）

＜令和5年度の実施結果＞

◆ 外部委託を活用した事業所への同意書取得、提供勧奨（被保険者及び被扶養者）
- 勧奨事業所数：981事業所、同意書取得：175件
- 健診結果提供依頼：643事業所、健診結果取得：5,371件
- 被扶養者健診結果取得：180件

◆ 同意書に基づく健診機関への提供勧奨
- 健診結果取得件数：約4,600件

◆ 事業所訪問による提供勧奨
- 12事業所（生活習慣病予防健診の受診勧奨と合わせて訪問）

＜令和6年度の取組＞

KPI:事業者健診データ取得率を7.6%以上とする

◆ 委託を活用した事業所への同意書取得、提供勧奨
◆ 同意書に基づく健診機関への提供勧奨
◆ 事業所訪問による提供勧奨

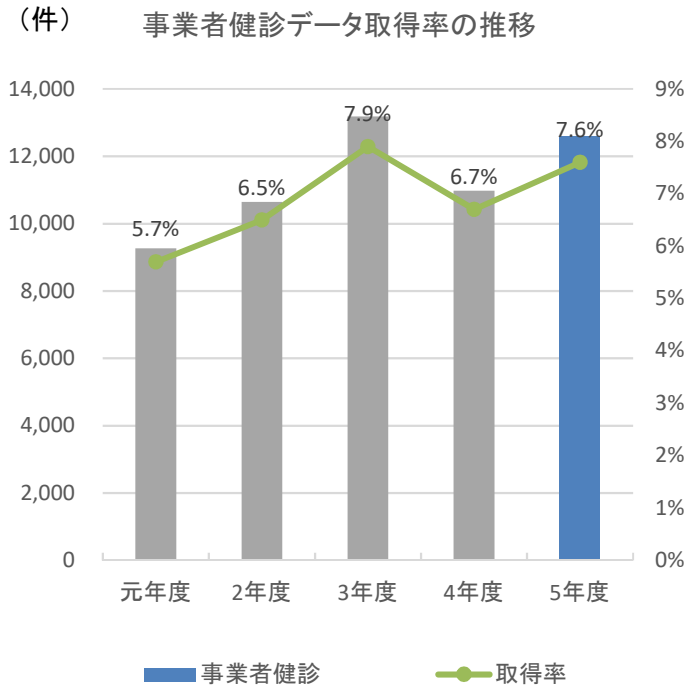

8. データヘルスの着実な実施　ⅰ）特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上

戦

○特定健診（被扶養者）

KPI未達成

＜KPI及び数値目標＞

	令和5年度		令和4年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
被扶養者の特定健診受診率を31.0%以上とする。	**22.8%**	28.3% （目標35.0%）	22.3% （目標30.8%）	27.7% （目標33.2%）

＜令和５年度の実施結果＞

- ◆ 協会主催の集団健診の実施
  - ➢ 9市9町で111日程開催（約3,350名が受診）
  - ➢ 2市3町で市町村がん検診との同時実施
- ◆ 国保特定健診との同時実施
  - ➢ 2町3村で実施（約150名が受診）
- ◆ 健診機関検索サイトの開設
  - ➢ 地域を絞り込んで検索ができ、スマートフォンからは電話発信ができるサイトを公開。2,015件のサイトアクセスがあり1,689名が利用、135回電話発信に利用された
- ◆ 無料で受診できる健診機関を紹介した受診勧奨
  - ➢ 県内および近隣県（福岡、熊本、大分、鹿児島）の居住者（約36,000人）に無料健診について周知広報
- ◆ 事業主向け被扶養者健診の周知広報
  - ➢ インセンティブ制度や被扶養者健診について事業主の理解を深めるためのリーフレットを作成し、健康宣言事業所及び健康保険委員事業所の事業主（計約4,900事業所）に対して周知を行った
- ◆ メディアを活用した受診勧奨
  - ➢ FM、AMラジオでの20秒CM放送（6～2月）、職員のラジオ出演（延べ10名）

＜令和６年度の取組＞

KPI:被扶養者の特定健診受診率を26.0%以上とする

- ◆ 協会主催の集団健診の実施
  - ➢ 9市10町で118日程開催
  - ➢ 3市3町で市町村がん検診と同時実施
- ◆ 国保特定健診との同時実施
  - ➢ 2町3村で実施
- ◆ 健診機関検索サイトの開設
- ◆ 健康づくりサイクルの定着のための広報
- ◆ 事業主と連携した被扶養者への受診勧奨

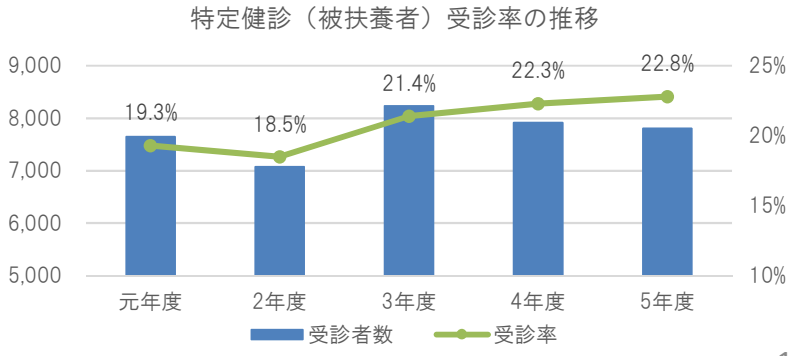

8．データヘルスの着実な実施　ⅱ）特定保健指導受診率の向上

戦

＜KPI及び数値目標＞

KPI未達成

	令和5年度		令和4年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
①被保険者の特定保健指導の実施率を38.0%以上とする。	**21.3%**	19.8%（目標36.4%）	18.6%（目標34.4%）	18.2%（目標30.1%）
②被扶養者の特定保健指導の実施率を16.8%以上とする。	**7.6%**	15.6%（目標15.8%）	6.5%（目標16.8%）	15.5%（目標14.7%）

＜令和5年度の実施結果＞

① 被保険者

◆事業所訪問による提供勧奨
- 13事業所を訪問

◆支部直営の特定保健指導（保健指導者14名）

（1）ICTを活用
- ZOOMによる初回面談を約480名実施

（2）保健指導者のスキル向上のため研修会を毎月実施

◆外部委託の特定保健指導（契約機関11機関）

（1）契約機関の拡大の働きかけ
- R6年度から串間市民病院と新規契約

（2）契約機関担当者と協会保健指導者との情報交換会

② 被扶養者

◆対象者への再勧奨の実施
- 602名に対し、特定保健指導利用券発券の翌月に再勧奨

◆支部の保健指導者による結果説明会と合わせた初回面談の実施
- 25回開催し50名に実施（*2･3月の集団健診の4月面談含む）

＜令和6年度の取組＞

KPI:①被保険者の特定保健指導の実施率を22.5%以上とする

KPI:②被扶養者の特定保健指導の実施率を8.0%以上とする

① 被保険者

◆特定保健指導の利用案内を徹底
◆訪問等による事業所への直接的な働きかけ
◆外部委託による健診日当日の面談を推進、外部委託の拡大
◆保健指導者のスキル向上のための研修会の実施

② 被扶養者

◆健診機関による集団健診日当日の初回面談の促進
◆支部の保健指導者による初回面談の実施
◆対象者への再勧奨の実施

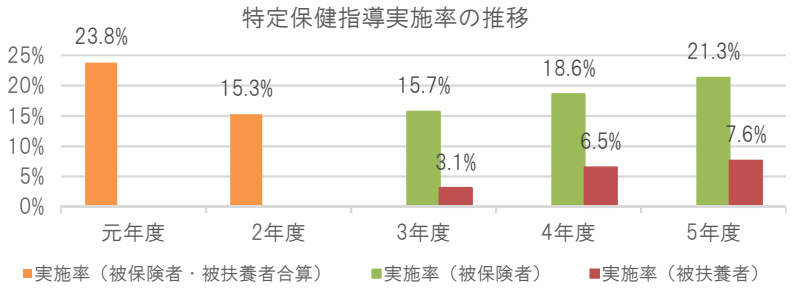

※令和３年度より被保険者と被扶養者別々にKPIが設定

８．データヘルスの着実な実施　　ⅲ）重症化予防対策の推進

戦

＜KPI及び数値目標＞

	令和5年度		令和4年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
受診勧奨後３か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする。※	R5KPI未確定		10.8% （目標12.4%）	9.9% （目標12.4%）

※血圧、血糖または脂質が高値の方に対する医療機関への受診勧奨。

＜令和5年度の実施結果＞

- 本部勧奨後、支部からの文書勧奨
  - 約6,800件
- 本部勧奨後、保健師による電話勧奨
  - 約800件
- 健診機関に対する健診当日の受診勧奨の働きかけ

＜令和6年度の取組＞

KPI:健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする

- 本部勧奨後、支部からの文書勧奨
- 本部勧奨後、保健師による電話勧奨
- 健診機関に対する健診当日の受診勧奨の働きかけ

その他の保健事業　（喫煙対策）

＜令和5年度の実施結果＞

- 35歳で初めて生活習慣病予防健診を受診した喫煙者に対して禁煙勧奨
  - 禁煙勧奨チラシの配布：R5.4月～11月の健診受診者のうち567名に禁煙チラシ及び禁煙に関するアンケートを実施。希望者には保健師による禁煙相談を実施
  - アンケート回答：104件、電話による禁煙相談実施：24件

＜令和6年度の取組＞

- 生活習慣病予防健診を受診した喫煙者に対する禁煙の働きかけ（35・40・45・50歳）

８．データヘルスの着実な実施　Ⅳ）コラボヘルスの推進

戦

＜KPI及び数値目標＞

KPI達成

	令和5年度	令和4年度
	宮崎支部	宮崎支部
健康宣言事業所数を720事業所以上とする。	**785事業所**	593事業所

＜令和5年度の実施結果＞

◆生命保険会社と連携した、協会けんぽ加入事業所の健康宣言事業の普及・促進
◆文書、訪問による健康宣言勧奨および外部委託による電話勧奨実施
◆健康宣言事業所へのサポート事業
・健康づくり等に関する健康情報誌を年4回送付（7月、10月、1月、3月）
・経年比較用健康度レポート提供（40歳以上被保険者10人以上事業所）375社
・健康度カルテ提供（40歳以上被保険者10人未満事業所）256社
・健康器具貸出による従業員の健康づくりを支援（延べ66事業所へ貸出）
・県と連携し、宣言事業所へ県および支部保健師を派遣し、健康宣言の活動を支援（3事業所）
◆オンラインセミナー実施（9/26睡眠改善：94名視聴　2/21メンタルヘルス：49名視聴）
◆3月に取組実施結果レポートを基に健康宣言優良事業所を認定（認定事業所：105事業所）
◆フィットネスジムとの覚書締結による宣言事業所に対する優待割引実施

＜令和6年度の取組＞ KPI：健康宣言事業所数　880事業所以上

◆令和5年度事業の継続実施
◆健康宣言事業所に対するフォローアップ集作製および健康宣言勧奨用リーフレットの刷新

９．広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

戦

＜KPI及び数値目標＞

KPI達成

	令和5年度		令和4年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を56.5%以上とする。	**56.8%** 全国26位	52.6%	58.1% 全国19位	50.8%

＜令和5年度の実施結果＞

◆広報誌「協会けんぽみやざき」を毎月納入告知書に同封し、事業所に配布
◆広報誌「社会保険みやざき」を隔月で社会保険協会会員事業所に配布
◆メールマガジンの毎月配信及び登録拡大（新規登録件数：906件）
◆宮日新聞に広告掲載（1月ｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞ制度周知、3月特定健診受診勧奨）
◆宮日新聞に記事掲載（『くらしの相談』）
（6月特定健診受診勧奨、9月ジェネリック、11月喪失後受診、3月生活習慣病予防健診）
◆フリーペーパー等に広告掲載（ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞ保険証利用（「月刊ﾊﾟｰﾑｽ12月号」）
◆ラジオ放送（AM・FM）のCMを活用した特定健診受診勧奨、特定保健指導利用勧奨（6月～2月）
◆関係団体との連携による広報（令和6年度保険料率改定：2-3月）
「商工会議所ニュース」、「商工連みやざき」「中央会だより」、「労働みやざき」）
◆健康保険委員未委嘱事業所へ文書、訪問による勧奨を実施
◆健康保険委員へのサポートとして健康情報誌（年4回）の配布（7月、10月、1月、3月）
◆健康保険委員委嘱事業所に対するオンラインセミナー実施。
◆健康保険委員表彰の実施（11/9年金機構と合同で表彰実施　支部長表彰：4名）
◆新任社会保険事務担当者研修会（５月・12月開催：宮崎・延岡・都城・高鍋・日南・小林・日向）
◆社会保険制度講習会（9月：宮崎・延岡・都城・高鍋・日南・小林・日向・高千穂）
◆新規適用事業所への各種案内送付

９．広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

戦

＜令和6年度の取組＞

KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合60.0%以上

（新）健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする（R5年度実績：4,634事業所）

◆広報誌「協会けんぽみやざき」を毎月納入告知書に同封し、事業所に配布
◆広報誌「社会保険みやざき」を隔月で社会保険協会会員事業所に配布
◆メールマガジンを毎月配信
◆宮日新聞に広告掲載（ｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞ制度周知）
◆YouTube動画配信（支部事業の周知・啓発）
◆フリーペーパー「月刊パームス」に広告掲載（支部事業の周知・啓発）
◆宮日新聞に記事掲載（『くらしの相談』）
◆メールマガジン登録拡大（通年）
◆関係団体との連携による広報（マイナ保険証利用促進、保険料率改定等）
◆健康保険委員未委嘱事業所へ文書、訪問による勧奨
◆健康保険委員への健康情報誌（年4回）の配布
◆健康保険委員への「協会けんぽGUIDE BOOK」配布
◆健康保険委員表彰の実施（年金機構と合同で表彰実施）
◆健康保険委員委嘱事業所に対するオンラインセミナー実施
（ 10月：ワークエンゲイジメントセミナー　2月：メンタルヘルス対策セミナー）
◆新任社会保険事務担当者研修会（5月・12月　県内7か所）
◆社会保険制度講習会（9月：県内8か所）
◆新規適用事業所への各種案内送付

１０．ジェネリック医薬品の使用促進

戦

＜KPI及び数値目標＞

KPI達成

	令和5年度		令和4年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
協会けんぽ宮崎支部のジェネリック医薬品使用割（※）を84.9%以上とする。	**86.4%**	83.7%	84.8%	81.8%

※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合（令和6年2月時点のため、未確定）

協会けんぽ宮崎支部と全国のジェネリック医薬品使用状況（医科・DPC・歯科・調剤）の推移

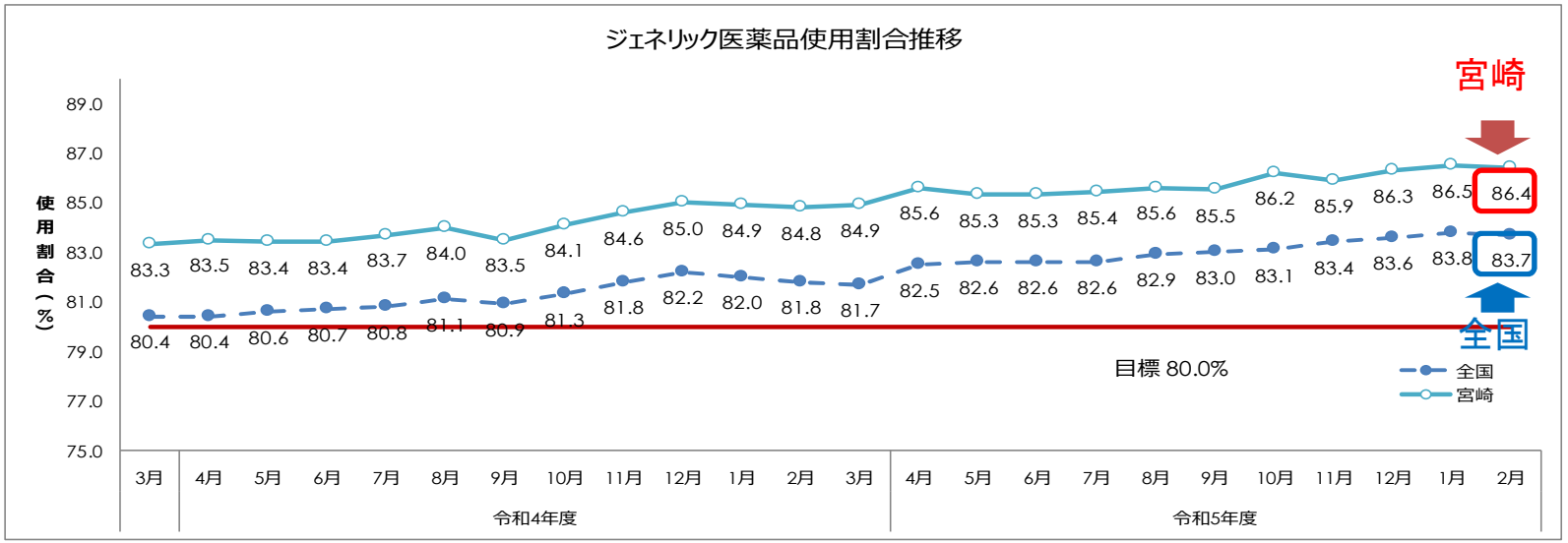

注1. 協会けんぽ（一般分）の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。（ただし、電子レセプトに限る。）
なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。
注2.「新指標による後発医薬品使用割合（数量ベース）」は、[後発医薬品の数量]／([後発医薬品のある先発医薬品の数量]＋[後発医薬品の数量])で算出している。
医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」に基づいて設定している。

１０．ジェネリック医薬品の使用促進

戦

＜令和5年度の実施結果＞

◆ジェネリック医薬品軽減額通知サービス実施（8月および２月）
◆県内調剤薬局への「ジェネリック医薬品実績リスト」等送付による使用促進（1月　572調剤薬局へ発送）
◆薬剤関係者等へのジェネリック医薬品使用状況分析データ提供　（ 年齢階級別ジェネリック医薬品使用状況データ）
◆ジェネリック医薬品安心使用促進協議会出席
◆宮崎市と連携した乳幼児保護者向け啓発（窓口等でのチラシ配布）

＜令和6年度の取組＞ KPI：協会けんぽ宮崎支部のジェネリック医薬品使用割合を前年度以上とする。

◆ジェネリック医薬品実績リスト等を活用した県内調剤薬局への情報発信および薬局関係者への働きかけ
◆ジェネリック医薬品安心使用促進協議会や保険者協議会等へのジェネリックカルテを活用した情報発信
◆宮崎市と連携した乳幼児保護者向け啓発

新 ＜令和6年度パイロット事業：バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進＞

◆本部提供のバイオシミラーツール等を活用した対象医療機関へのアプローチ方法や訪問スケジュール等の実施計画の策定を行い、対象医療機関に対しアプローチを実施する。

※国の目標：「2029年度末までに、バイオシミラーに80%（数量ベース）以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上（成分数ベース）にすることを目指す」

１１．地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

戦

＜KPI及び数値目標＞

KPI達成

	令和5年度	令和4年度
	宮崎支部	宮崎支部
効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。	**実施**	実施

＜令和5年度の実施結果＞

◆地域医療構想調整会議（日南串間、西諸など）で地域ごとの医療費の流出入に関する資料を作成し、意見発信を実施

◆宮崎県医療計画（素案）に係る保険者協議会からの意見照会において、保健師等の確保及び質の向上についての施策を盛り込んでいただくように提言した。

◆医療費の地域間格差に関して分析結果について、宮崎県国保課へ情報提供

＜令和6年度の取組＞

KPI：廃止

効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

１２．費用対効果を踏まえたコスト削減等

組

KPI達成

＜KPI及び数値目標＞

	令和5年度		令和4年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。	**0%**	9.9%	40%	14.3%

＜取組内容＞

◆調達審査委員会を開催し、調達内容、調達方法、費用の妥当性等を審査する。
◆複数の事業者に参加への声掛けを実施
◆公告の期間を十分にとる

＜令和5年度の実施結果＞

◆入札等を行う際には複数事業者に声掛けを実施し、一者応札案件がないよう努めた。
◆令和4年度に一者応札となった事案については、十分に対応できるよう早めに柔軟に動いた。

＜令和6年度の取組＞

KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について15%以下とする。

◆複数の事業者に参加への声掛けを実施
◆公告の期間を十分にとる
◆一者応札となった事案については、参加しなかった理由等を業者へヒアリングし、必要に応じ調達内容等を見直すなど柔軟に対応する。

【参考資料】新聞広告　宮崎日日新聞「くらしの相談」・紙面広告

くらしの相談

Q 特定健康診査は、毎年受診しなくてはいけないか？

早期発見、治療に必要

【問い】4月に特定健康診査受診券（セット券）（以下、受診券）が届きました。昨年も受診したのですが、今年も受診しなくてはいけないのでしょうか？

【答え】特定健康診査（以下、特定健診）は生活習慣病の予防を目的とした健診です。自覚症状の現れにくい生活習慣病の予防には定期的な健診で自分の健康状態を知ることが大切です。脳卒中や心臓病などの深刻な病気の早期発見・治療にもつながりますので、健診は毎年受診しましょう。

協会けんぽでは、年に一度40歳から74歳の被扶養者の方を対象に、被保険者さまのご自宅へ受診券をお送りしています。受診券を利用することで健診費用の一部または全部が補助されます。

利用方法は簡単です。受診券に同封されている健診実施機関一覧表や宮崎支部ホームページの健診実施機関検索サイトの中から、受診したい健診機関に連絡し予約します。健診当日は、健診機関の案内に従って受診しましょう。

健診は健康なうちに受けてこそ意味があります。「元気だから大丈夫」とは思わずに、自身の健康や家族のためにも毎年、特定健診を受診しましょう。

（お問い合わせ先）宮崎市橘通東1の7の4、第一宮銀ビル5階、全国健康保険協会宮崎支部☎0985(35)5364。

（協会けんぽ宮崎支部）

R5.6.15宮崎日日新聞

くらしの相談

Q 薬代の負担を減らしたい

ジェネリック活用を

【問い】医療機関や薬局の窓口で、薬代の負担を軽減することはできますか？

【答え】ジェネリック医薬品をご存じですか。ジェネリック医薬品とは、先に開発された医薬品の特許が切れた後に、同一の有効成分で作ったお薬のことです。先発医薬品より開発費が少なく済むので、その分価格も安くなり、ジェネリック医薬品を使用することで、薬代を軽減することができます。最大で6割も薬代の負担が軽くなるものもあります。

また、ジェネリック医薬品は、品質・効き目・安全性の厳しい試験をクリアし、さらに先発医薬品と同等の効果が認められているだけでなく、小型化や苦味を抑えるといった、飲みやすさを工夫したお薬も開発されています。

ジェネリック医薬品への切り替えを希望する場合は、まずは医師や薬剤師に相談してみましょう。ただし、一部のジェネリック医薬品については、供給不足等により、切り替えが難しい場合があります。

協会けんぽでは、加入者の皆さまの自己負担の軽減や医療保険財政にも効果をもたらすことから、ジェネリック医薬品の使用を促進しています。

（お問い合わせ先）宮崎市橘通東1の7の4、第一宮銀ビル5階、全国健康保険協会宮崎支部☎0985(35)5364。

（協会けんぽ宮崎支部）

R5.9.7宮崎日日新聞

くらしの相談

Q 会社を退職するが、保険証はいつまで使える？

退職日まで使用可能

【問い】来月半ばで会社を退職します。いま持っている保険証は、いつまで使用することができますか。

【答え】保険証は退職日まで使用できます。扶養のご家族さまも同様に退職日まで使用することができます。

保険証の正しい使い方については、これまで協会けんぽのホームページや広報誌等を通しておりますが、誤って無効な保険証を使用する事例が相次いでいます。

例えば、月の途中に退職された後、月末まで使用されるケースや、次の保険証が届くまでの間に使用されるケースがあります。

誤って使用された場合、医療費の7～8割を返還していただくことになります。医療費の返還は大きな負担となりますので、誤って使用されないよう、退職等により無効となった保険証は速やかに勤務先へ返却してください。

また、退職後も継続して受診される場合は、病院等の窓口に保険証が変更になる旨をお伝えし、新しく取得された保険証または保険証の利用登録をしたマイナンバーカードを提示してください。

問い合わせは、宮崎市橘通東1の7の4、第一宮銀ビル5階、全国健康保険協会宮崎支部（代表）☎0985(35)5364。自動音声案内「3」。

（協会けんぽ宮崎支部）

R5.3.22宮崎日日新聞

R6.1.24宮崎日日新聞

R6.3.19宮崎日日新聞

【参考資料】「月刊パームス」

R5.12月号 「月刊パームス」
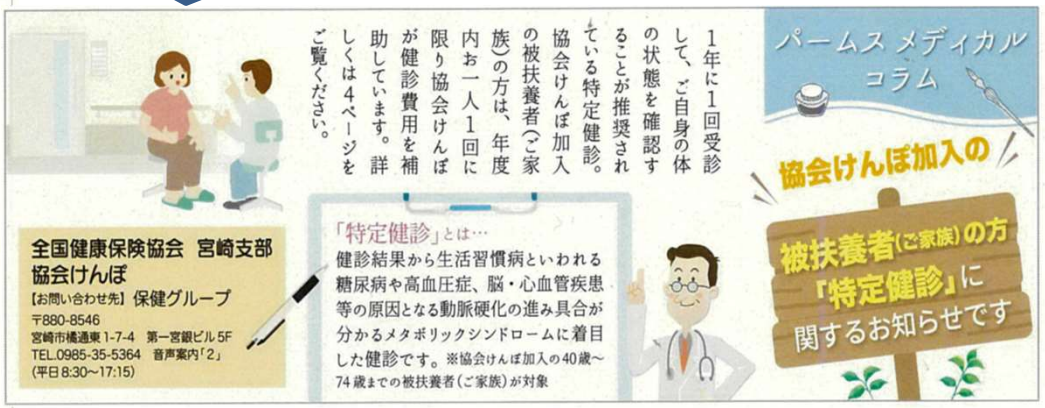
R5.12月号 「月刊パームス」